

木造住宅の耐震化を支援します！

浪江町

まずは
地震に備えて

必要なときは
地震に耐える

診
断

大丈夫？
あなたの家の
耐震性

改
修

昭和56年（1981年）5月以前に建てられた木造住宅が対象です

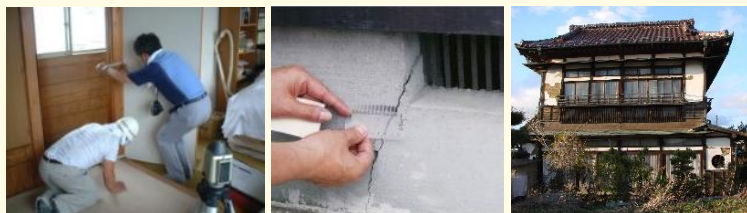
補助

1

木造住宅の耐震診断

耐震診断
+
補強計画

最大
15万円補助



補助

2

木造住宅の耐震改修

一般改修
最大
100万円補助

段階改修
最大
60万円補助

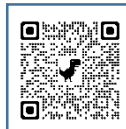


浪江町木造住宅耐震化支援事業

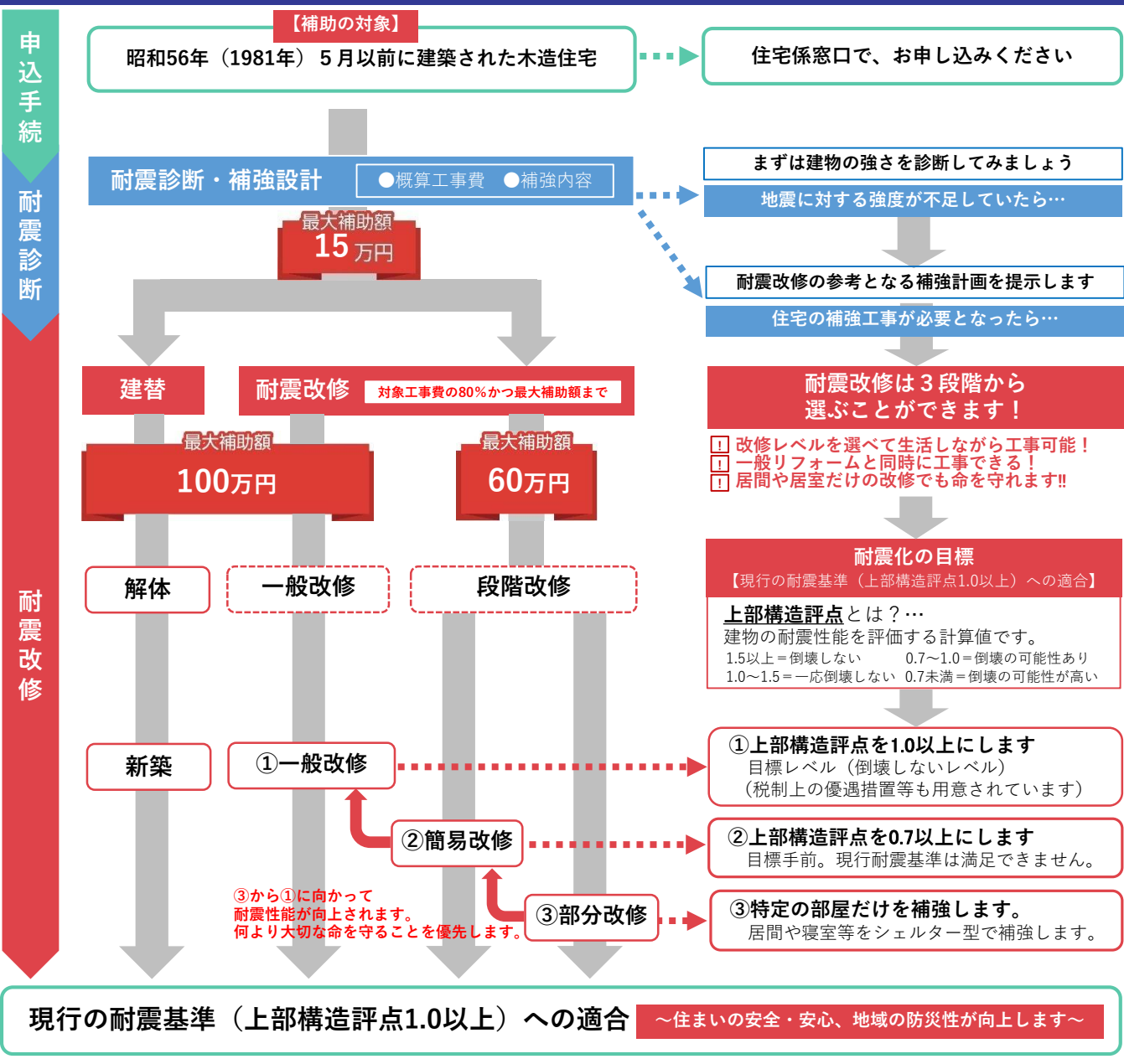
お問い合わせ先：住宅水道課 住宅係
電話：0240-34-0232

詳細はこちらでご確認ください▶

URL：<https://www.town.namie.fukushima.jp>



浪江町木造住宅耐震化支援事業の流れ



■ 減税制度 ～耐震改修工事に係る所得税や固定資産税等の控除等～

- ・耐震改修を行った場合、所得税や固定資産税等が減税されることがあります。
- ・他のリフォーム併用で更に減税される場合がありますので確認してください。

リフォームの種類	1. 所得税の控除			2. 固定資産税の減税	3. 贈与税の非課税措置	4. 登録免許税の特例措置	5. 不動産取得税の特例措置
	■投資型減税	■ローン型減税	■住宅ローン減税				
①耐震	○	—	○	○	○	○	○
②バリアフリー	○	○	○	○	○	○	○
③省エネ	○	○	○	○	○	○	○
④同居対応	○	○	△※1	—	△※1	△※1	△※1
⑤長期優良住宅化	○	○	△※2	○	△※2	△※2	△※2
⑥増改築等 (①～④を除く)	—	—	○	—	○	○	○

※1 リフォームの種類①～③に該当する場合に限りです。
 ※2 リフォームの種類①～③、④、⑥に該当する場合に限りです。

注) 問合せ先等は各自お調べのうえ対応願います。